

福島県新事業分野開拓者認定制度 (新商品等購入時随意契約に関する事業者認定制度)

認定を希望される事業者を募集します

独自の新商品の生産又は新役務（サービス）の提供により新事業分野の開拓に取り組む中小企業者・個人等を福島県知事が認定します。

募集期間

令和6年 **3月26日** 金
～ **5月31日** 金

■ 認定のメリット

1

認定を受けた新商品・新役務（サービス）を県が購入等するとき、通常の入札手続ではなく随意契約とすることが可能になります。

※随意契約とは、福島県が特定の相手方を任意に選択して契約を締結する手続です。

※ただし、認定自体が新商品の購入等を約束するものではありません。

2

認定事業者とその新商品・新役務（サービス）を県のホームページで公表します。福島県のメディアを通じたPR効果が期待できます。

■ 応募方法

所定の申請書に関係書類を添えて、下記窓口まで郵送、持参又は電子メールで提出して下さい。募集要領・申請書は、福島県ホームページからダウンロードすることができます。

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021b/sin-kaitaku04.html>



■ 提出先・お問い合わせ先

福島県 商工労働部 産業振興課

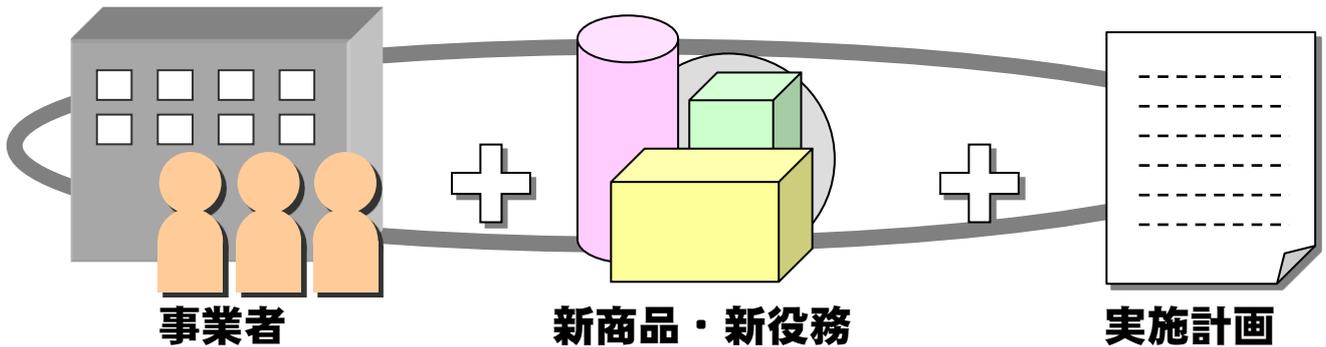
〒960-8670 福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎 12階）

電話：(024) 521-7283 FAX：(024) 521-8886

電子メール business@pref.fukushima.lg.jp

■ 対象となる事業者

新商品等を生産することで新しい事業分野に進出する事業者の方です。



以下全てに該当
 ◆中小企業者、創業予定の個人又は地域復興実用化開発等促進事業による開発品提供者。
 ◆県内に事業所（本社・支店・営業所等）がある。
 ◆新商品等の生産を行う者である。

以下全てに該当
 ◆新規性・優位性がある。
 ◆企業活動や住民生活の役に立つものである。
 ◆法令・規格に適合している。
 ◆物品として県機関の購入が可能である。

以下全てに該当
 ◆事業者にとって新しい分野を開拓するものである。
 ◆生産体制、販売体制、メンテナンス体制が整っている。

以下いずれかに該当
 ◆組合、NPO法人、任意グループ ※構成員・構成企業が代表して個人事業主・個別企業の名前で申請することは可能です
 ◆販売代理店等、販売のみを行う者

以下いずれかに該当
 ◆材料（素材、分量、デザイン、価格等）を変えただけで、用途・機能・性能が既存の製品と変わらないもの。
 ◆「薬機法該当商品」「医療行為等」（地域復興実用化開発等促進事業の開発品を除く。）

以下いずれかに該当
 ◆模型、試作品の段階で、申請の時点ではまだ商品化されていないもの。
 ◆すでに商品が一般的な流通経路によって広く販売されているもの。

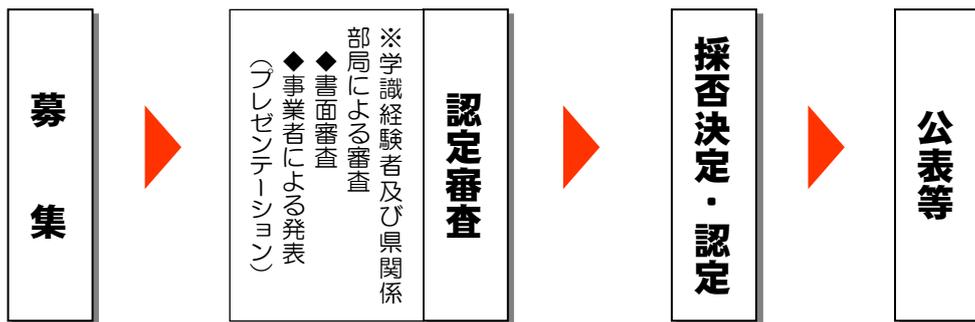
■ 認定のスケジュール

/ () ~ 5/31 (水)

6月

7月上旬

7月中旬~



このパンフレットは、概略を説明したものです。申請にあたっては、必ず福島県ホームページなどで、「募集要領（福島県新事業分野開拓者認定制度募集要領）」及び「福島県新事業分野開拓者認定制度実施要綱」をご覧ください、内容等をご確認の上、提出してください。

福島県商工労働部産業振興課 電話：024-521-7283

e-mail : business@pref.fukushima.lg.jp URL : http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021b/